



平成 19 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 アドアーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 鈴木英一
 (JASDAQ・コード 4712)
 問合せ先 取締役経営企画室長 中川健男
 (TEL. 03-5623-1155)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 27 日開催予定の第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第 3 条に定める本店の所在地につき、都心からの利便性の向上と業務の効率を図るため、東京都江東区から東京都中央区に変更を行うものであります。
- (2) 株主の皆様の利便の向上と公告掲載費用の削減を図るため、第 5 条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) インターネットの普及を考慮して、法務省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をするものであります。
- (4) 事業環境の変化に迅速に対応するため、役付取締役として、専務取締役及び常務取締役を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 後
第 1 章 総 則 (本店所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都江東区に置く (公告の方法) 第 5 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 1 章 総 則 (本店所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く (公告の方法) 第 5 条 当会社の公告は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由</u>

<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第20条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第39条 (条文省略)</p>	<p><u>によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会 <u>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条～第21条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、<u>専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条～第40条 (現行どおり)</p>
---	---

(注) 上記変更案は、平成19年5月29日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成19年6月27日開催予定の第40回定時株主総会に上程する際には、文言の修正等を行なうことがあります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成19年6月27日 (水曜日)
定款変更の効力発生予定日 平成19年6月27日 (水曜日)

以 上